

快適で安全な冬を過ごすため

除雪作業にご理解、ご協力ください

平成二十年度の冬期除雪計画がまとまりました。左図のとおり各委託業者の方が、町内全域にわたって雪みち対策に取り組んでいます。

みんなの力で雪を克服しよう！

隣近所で協力し合い 地域ぐるみの除排雪を

除雪作業は、降雪状況や気温、風向風速等を総合的に判断し出動することとしており、通勤や通学の妨げにならないよう早朝や夜間に短時間で行うこととしています。その際、幹線道路の確保が優先され、生活道路の除雪が遅れることがありますので、皆さんのご理解をお願いします。

町では、除雪作業中の交通事故の防止や障害物の確認、

交通の円滑化などに特に注意を払って作業を実施しています。

安全で快適な道路を確保するためには、町に住む皆さんのご理解とご協力がなければ、円滑な作業を行うことができません。「地域ぐるみの除排雪」を考え隣近所で協力し合いながら、行政とともに皆さんの力で雪を克服していきましょう。

過去10年間の降雪量

過去10年間の降雪量 ・ 観測地～役場前 (単位：cm)

年度	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計	最大積雪深
10	72	19	165	142	52		450	2月14日 62cm
11	46	68	115	125	40		394	2月24日 50cm
12	10	73	182	95	48		408	3月11日 55cm
13	26	68	142	77	13		326	2月15日 45cm
14		103	149	94	57		403	2月7日 65cm
15		40	90	26	19		175	1月30日 58cm
16		97	261	204	62		624	3月1日 175cm
17		139	180	145	28		492	2月10日 143cm
18		80	66	38	36		220	1月15日 32cm
19	22	47	151	135	4		359	2月18日 67cm

【降雪量】と【積雪深】の違い

- 【降雪量】 午前9時から24時間で降った雪の深さを観測したもの
- 【積雪深】 午前9時現在の地面に積もっている雪の深さを観測したもの

スクラム除雪事業

●スクラム除雪とは、安全・安心な冬の歩行者空間を確保するために、地域住民と行政がスクラムを組んで通学路の歩道除雪を実施する県の事業です。

●当町ではスクラム除雪事業要綱に基づいて、各小学校PTAの協力による実施事業として計画を図り、県から借り受けた小型除雪機械を、管内四小学校に配備しております。

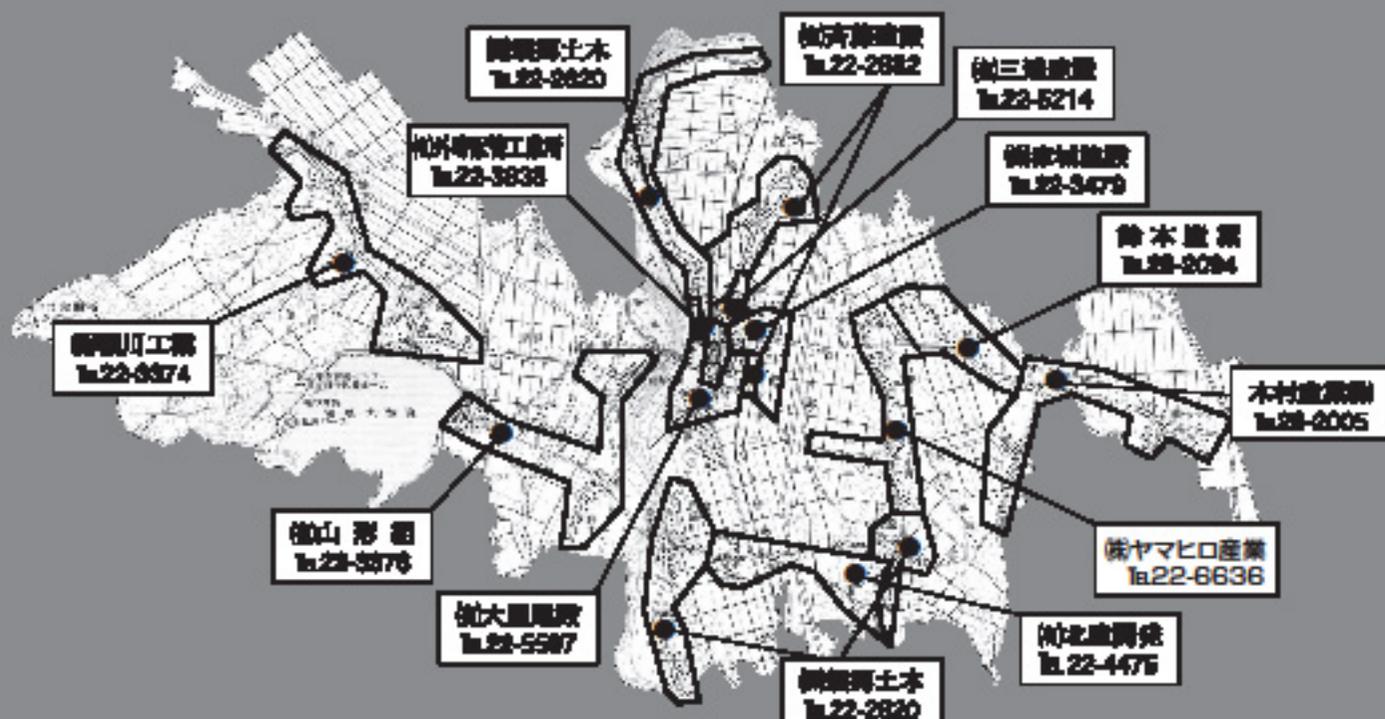
●児童の登下校の安全を確保するため、PTAおよび地域の皆さまのボランティアによるご協力をお願いします。

※ご協力くださる方は、各学校へお問い合わせください。

- ・ 胡桃嶺小学校
TEL (202) 322506
- ・ 水元中央小学校
TEL (202) 244622
- ・ 第十見小学校
TEL (202) 222800
- ・ 梅沢小学校
TEL (209) 20407

町の除雪区域および路線 (県道は除く)

◎委託業者が行う除雪区域



◎そのほか町が直接行う除雪区域 (路線)

- 妙堂崎・鶴田線
- 瀬環・田野尻線
- 尾原・田野尻線
- 前中野線
- 鶴寿団地
- 鶴田1号線
- みどり町
- 鶴田・鶴泊線
- 沖津・早瀬線
- 間山・笹館線
- 野木・木筒1号線
- 駅東団地
- 鶴田・六郷線
- 小泉1号線
- 中野・沖線

《町民の皆様へ》

■路上駐車は絶対にしないでください。除雪作業は主に早朝や夜間に行われますが、降雪や吹雪などで境界が悪いとき、駐車車両が見えにくく除雪作業の妨げとなり思わぬ事故を招く恐れがあります。場合によっては除雪を回避することもあります。

■故障車には、赤い旗を立てて目印してください。路上で故障した場合、目印を付けておくこと雪の中に埋まったとしても事故を防ぐことができます。

■道路には雪を捨てないでください。道路に雪を捨てると、円滑な道路交通の確保ができなくなり、皆さんの日常生活に大きな支障を来すことにもなりますので、ご協力をお願いします。

■除雪作業車は、右側走行をすることもありますのでご注意ください。

■作業中の除雪車の三メートル以内付近寄るのは、非常に危険です。除雪車は大型で、作業中は前進・後退を繰り返す場合がありますので、むやみに近寄らないようにしてください。

■ごみは定められた場所にきちんと積み重ねてください。

■屋根が道路に面している家屋では、歩行者に雪が落ちたり車にぶつかったりすることが心配されますので、早めの雪下ろしや雪止めの設置をお願いします。

■融雪剤を撒いた後は、ふたを確実に閉めてください。歩行者や車が踏んで落ちたり、除雪作業のとき破損する恐れがあります。破損したふたは各家庭で取り替えをお願いしますことありますのでご注意ください。

■民有地の樹木の枝が路上に張り出し除雪作業の支障となる恐れがあるものについては、所有者で事前に処理してください。

■歩道除雪をしている地域については、歩道に雪を積み上げないでください。

■毎年、役場西側河川敷を雪置場としてご利用いただいておりますが、現在国土交通省の工事が行われているため、当分の間、雪置場としてご利用できません。その代替えとして町営第一球場と第二球場を臨時雪置場としてご利用いただくこととなりました。なお、県道からのアクセス道路が狭いため通行の際には十分ご注意ください。(工事現場からの雪搬入は不可)

ご理解とご協力をお願いします。

■除雪に関するお問い合わせ先

建設整備課 土木班

(内線2001-2002) (020)